

奈良市建築審査会の概要

審査会等の名称	奈良市建築審査会
設置目的	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決、同法の施行に関する重要事項を調査審議する
設置根拠法令等	建築基準法第5章(第78条から第83条)
設置年月日	昭和49年5月1日
委員数	7人
任期	2年
委員構成	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者
公開・非公開の別	奈良市建築審査会公開要領による
担当課	都市整備部 建築指導課